

議案第17号

### 総社市道路占用料徴収条例の一部改正について

総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）の一部を  
次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片岡聰一

#### 提案理由

道路法施行令の改正により、道路占用料の額の見直しが行われたことに  
伴い、市道の占用料の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとする  
ものである。



総社市条例第　号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） 占用料金額表			別表（第2条関係） 占用料金額表		
占用物件	単 位	占 用 料	占用物件	単 位	占 用 料
電柱，電線，変圧塔，公衆電話所，郵便差出箱，廣告塔その他これらに類する工作物	1本につき1年	480円	電柱	1本につき1年	420円
第1種電柱		730円	第2種電柱		650円
第2種電柱		990円	第3種電柱		880円
第3種電柱		430円	電話柱	第1種電話柱	380円
第1種電話柱		680円	第2種電話柱		610円
第2種電話柱		940円	第3種電話柱		830円
第3種電話柱		43円	その他の柱類		38円
その他の柱類			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	地下電線その他地下に設ける線類		2円
地下に設ける電線その他線類		3円			

改 正 後			改 正 前		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円
地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	260円	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	230円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円
郵便差出箱及び信書便差出箱		360円	郵便差出箱	1個につき1年	320円
広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	870円	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	960円
その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	850円	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	760円
水管, 下水道管, ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	水管, 下水道管, ガス管, 地下電線その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年
				外径が0.07m以上0.1m未満のもの	16円
				外径が0.1m以上0.15m未満のもの	23円
				外径が0.15m以上0.2m未満のもの	34円
				外径が0.2m以上0.3m未満のもの	45円
				外径が0.3m以上0.4m未満のもの	68円
				外径が0.4m以上0.7m未満のもの	91円
				外径が0.7m以上1m未満のもの	160円
				外径が1m以上のもの	230円
					450円
鉄道, 軌道, 歩廊その他これらに類する施設	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	850円	鉄道, 軌道, 歩廊, 日よけ, 雨よけその他これらに類する施設	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	760円
通路, 淨化槽その他	上空に設ける通路	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	通路その他これら	上空に設ける通路	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年
	地下に設ける通路			地下に設ける通路	480円
					290円



改 正 後	改 正 前

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。